山形県ギャンブル等依存症対策推進計画の概要









第1章 計画の基本的事項

計画の趣旨

- ○ギャンブル等依存症は、誰もがなり得る可能性があり、適切な支援により回復可能である にも関わらず、**当事者や家族が問題の深刻さを認識しにくい**といった特性や、**治療や相談** 支援等に必要な情報を得にくいといった理由等から、当事者やその家族等に対する支援が 必ずしも十分でない現状にある。
- ○このような状況の下、国においては、ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74 号) を平成30年10月に施行し、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するた めの計画として、平成31年4月に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を策定。
- ○本県においても、国の計画を基本とするとともに、本県の実情に即した「山形県ギャンブ ル等依存症対策推進計画」を策定する。

計画の位置づけ・期間、ギャンブル等依存症の定義

- ○ギャンブル等依存症対策基本法第 13 条第1項に規定する「都道府県ギャンブル等依存症 対策推進計画」としての位置づけ。
- ○令和4年度を初年度とし、令和6年度までの**3か年計画**。最終年度に、計画の評価及び見 直しを実施。
- ○「ギャンブル等依存症」の定義:「ギャンブル等にのめり込むことにより**日常生活又は社** 会生活に支障が生じている状態」(基本法第2条)であり、「ギャンブル等」とは、公営 競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。(本計画では、インターネットを 介して行われる課金型のゲーム等についても、それに類するものとして視野に入れる。)
- ※医学上の定義: 「病的賭博」 (ICD-10) 、「ギャンブル障害」 (DSM-5) (ICD-10は、世界保健機関(WHO)が定める国際疾病分類の第10版。DSM-5は、アメリカ精神医学会が 定める精神疾患の診断・統計マニュアルの第5版)

推進体制

○関係機関・団体等で構成する山形県ギャンブル等依存症対策連携会議を設置し、各取組に 関する情報の共有、課題に関する検討、関係者の連携推進、計画の進捗管理等を実施

第2章 ギャンブル等依存症問題に関する現状と課題

- ○国内のギャンブル等依存が疑われる者の状況:成人の 0.8%=約70万人
 - (平成29年度 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) 調查)
- ○県内のギャンブル等依存が疑われる者の状況:**約5**,600人
 - (上記調査結果 (0.8%) を本県の成人人口に単純に当てはめた場合)
- ○関連する調査データ
 - 1 公営競技の状況

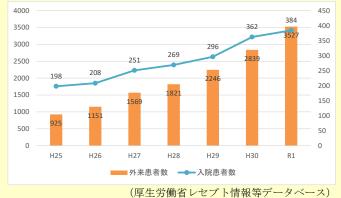
インターネット投票の割合が増加



(内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部)

3 ギャンブル等依存症の診療実績(全国)

全国の診療実績は増加傾向



2 精神保健福祉センターにおける相談対応状況

全国は増加傾向、県内も増加の傾向



(衛生行政報告例)

4 ギャンブル等に起因する県内の多重債務相談の状況 全体の10%未満で推移

至件。210/00代間(15/0									
	H29年度		H30年度		R1年度		R2年度		
	人数	構成比 (%)	人数	構成比 (%)	人数	構成比 (%)	人数	構成比 (%)	
商品・サービス購入	10	12.2	22	25.3	26	23.0	29	25.4	
事業資金の補填	20	24.4	20	23.0	23	20.4	18	15.8	
住宅ローン等の返済	10	12.2	16	18.4	13	11.5	17	14.9	
低収入・収入の減少	8	9.8	7	8.0	18	15.9	16	14.0	
ギャンブル・遊興費	6	7.3	6	6.9	2	1.8	8	7.0	
保証・借金片代わり	12	14.6	6	6.9	8	7.1	6	5.3	
本人・家族の病気等	6	7.3	5	5.7	9	8.0	3	2.6	
その他・不明	10	12.2	5	5.7	14	12.4	17	14.9	
合計	82		87	_	113	-	114	_	

(東北財務局)

第3章 計画の基本的考え方 及び 第4章 具体的な取組

【基本理念】

基本法第3条及び国の基本計画を踏まえ、本県のギャンブル等依存症対策の基本 理念を次のように定める。

- 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と 関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- 2 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的 な連携への配慮
- 3 アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

【取組にあたり留意する視点】

本県の実情を踏まえ、次の3点について取組にあたって留意していく。

- 1 予防対策への重点化
- 2 インターネットを介したギャンブル等依存症
- 3 家族への支援

【基本的な方向性・具体的な取組】

	基本的な方向性	具体的な取組
(1)	不適切なギャンブル等を予防 する取組及びギャンブル等依 存症の正しい理解を深めるた めの普及啓発の推進	○予防教育・普及啓発・学校における正しい知識の普及啓発など、予防教育に努める。・関係事業者等による予防措置や普及啓発の実施
(2)	相談・治療・回復のための支 援体制の充実	○相談支援・治療支援・精神保健センター・保健所での相談支援や、依存症専門医療機関の拡充○民間団体との連携・社会復帰支援・自助グループ等の民間団体と関係機関との連携・困窮者支援担当との情報共有やハローワークとの連携による支援
(3)	連携協力体制の構築及び人材の育成・確保の推進	〇連携協力体制の構築・推進体制を構築するほか、相談担当者検討会等により関係機関同士の連携を強化〇人材の育成・確保・支援者養成研修会や、関係事業者における人材の育成